

## 横浜税関。関東財務局横浜財務事務所



# 経済連携協定の利用支援セミナーを開催 ~TPP協定大筋合意の概要について~ ~貿易の円滑化に向けた税関・財務局の取組み~

経済連携協定(Economic Partnership Agreement/以下、「EPA」という。)とは、国や地域同士で取り決めた輸出入等に関する協定のことで、EPAを利用することにより、品物によっては、通常より低い関税率を適用することができます。

現在、我が国では 14 の国・地域とのEPAが実施されております。また、本年 10 月 5 日にはTPP協定(環太平洋経済連携協定  $\underline{T}$ rans  $\underline{P}$ acific  $\underline{P}$ artnership) が大筋合意されたことにより、新しい貿易・投資ルールを構築する巨大な経済圏が誕生することになります。その他にもRCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日EUEPA、日中韓FTAなどの更なる広域EPAが策定され、今後、EPAの対象となる貿易が増加することが見込まれています。

本セミナーは、産業界との繋がりが深い関東財務局との共催により、 我が国のEPAの概要、EPAを利用するために必要な原産地規則及び TPP協定の大筋合意の概要、並びに最近の財政・金融のトピックについて紹介し、EPAの利用を促進すること等を目的として開催するものです。

物流事業者等の水際関係者にとどまらず、既に輸出をされている事業者の方や今後輸出を予定されている事業者の方、或いは輸出をされている事業者と取引関係にある金融関係の事業者の方、更には御関心・御興味のある方におかれましては、この機会に是非御参加ください。

### 開催要領等

◇ 日 時:平成27年11月30日(月)

○第1回 9時30分~12時(開場 9時)

○第2回 13時30分~16時30分(開場 13時)

(途中休憩有)

◇ 会 場:横浜税関本関7階 大会議室

横浜市中区海岸通 1-1

地図はこちらを御覧ください。

◇ 定 員:各回先着 150 名

◇ 参加費:無料

◇ 主 催:横浜税関・関東財務局横浜財務事務所

◇ プログラム:こちらを御覧ください。

### ◇ 申込み方法:

#### 「午後」の受付は終了しました。

- 1. 「参加申込書」(「午前」又は「午後」の希望時間帯の申込書) に必要事項を御記入のうえ、11月25日(水)までにE-mail (yok-hon-seminar@customs.go.jp)又はFax (045-201-4313)にてお申込み頂き、本申込書を会場受付にご提出下さい。(誠に申し訳ございませんが、期日前に定員に達した場合は、セミナーにご参加できないこともございますので、あらかじめご了承願います。)
- 2. お申し込みの際は、メールのタイトルに「セミナー参加希望」及び希望時間帯(午前又は午後)を御記入願います。
- 3. 取得した個人情報につきましては、事務局にて適切に管理し、 本セミナーの運営以外の目的で使用いたしません。

#### 【お問合せ先】

横浜税関総務部総務課(セミナー事務局)

電話:045-212-6010

(受付時間 09:30~18:00 (土、日、祝日を除く))

E-mail: yok-hon-seminar@customs.go.jp